

防装庁（事）第207号
令和6年4月26日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

内閣総理大臣が実施する特許出願の非公開に関する保全審査等への
協力及び協議に係る実施要領について（通達）

標記について、別添のとおり定められ、令和6年5月1日から適用することと
されたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：内閣総理大臣が実施する特許出願の非公開に関する保全審査等への協
力及び協議に係る実施要領

内閣総理大臣が実施する特許出願の非公開に関する保全審査等への
協力及び協議に係る実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）第67条第3項（法第70条第4項、第73条第5項、第77条第3項及び第80条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第67条第6項（法第70条第4項及び第77条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による内閣総理大臣から防衛装備庁長官に対する保全審査等に関する協力の求め及び協議について必要な事項を定めるものである。

(対応する事務の範囲)

第2 防衛装備庁長官は、次の各号に掲げる協力の求め及び協議があった場合には、第3に定める実施要領に基づき対応するものとする。

- (1) 法第67条第3項の規定による保全審査に必要な協力に関すること。
- (2) 法第67条第6項の規定による保全指定の協議に関すること。

(実施要領)

第3 防衛装備庁長官は、内閣総理大臣から法第67条第3項の規定により保全審査に必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求められた場合及び同条第6項の規定により保全指定の協議を受けた場合には、これに対応するものとする。

- 2 防衛装備庁長官は、前項の協力の求め及び協議に対応するため必要と認めるときは、大臣官房長等（大臣官房長、各局長、防衛本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び情報本部長をいう。以下同じ。）に対し協力を求めることができる。
- 3 大臣官房長等は、前項の協力の求めを受けた場合には、速やかにこれに対応し協力するものとする。

(情報の取扱い)

第4 保全審査等に関与する職員は、その職務に関して知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、又は保全審査等の目的の達成の範囲を超えて利用してはならない。

- 2 大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、保全審査等に関する特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の厳格な取扱いのため必要な措置を講ずるものとする。

(委任規定)

第5 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が定めるものとする。